

松江市本人通知制度のご案内

～住民票などを第三者に交付した場合に、事前に登録した方にお知らせします～

1. 本人通知制度とは

○この制度は、事前に登録した方の住民票や戸籍謄本等を本人以外の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した方に対して、交付した事実を通知する制度です。

○住民票や戸籍謄本等は、法律上の要件を満たしている場合は第三者でも請求することができますが、これを悪用し、身元調査等を目的として不正に取得する事件が全国で複数発生しています。松江市では、住民票や戸籍謄本等の不正請求を抑止し、不正取得による人権侵害を防止することを目的としてこの制度を実施します。

注意 代理人や第三者からの請求を拒否したり、交付の可否を登録した方に確認する制度ではありません。

〈制度の仕組み〉



2. 住民票や戸籍謄本等の第三者による請求とは

住民票や戸籍謄本等は、住民基本台帳法及び戸籍法により、本人以外の第三者でも次に該当する場合に請求することができます。

- ①自己の権利行使や義務履行のために住民票や戸籍謄本等が必要な場合
- ②国や地方公共団体に提出する必要がある場合
- ③その他正当な理由がある場合
- ④特定事務受任者（※）が、受任している事務の遂行のために、専用の職務上請求書で請求する場合

※特定事務受任者とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。（各法人を含む）

3. 事前登録の手続き

（1）登録できる方

松江市に住民票のある方、又は松江市に本籍のある方（過去にあった方を含みます。）

（2）必要なもの

- ・松江市本人通知制度登録申出書（市役所、各支所などにあります。）
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）
- ・代理人が手続きをする場合は、代理権限が確認できる書類（委任状、戸籍謄本、登記事項証明書など）

（3）受付場所

松江市役所本庁市民課（①番窓口）、各支所市民生活課、郵送（市外居住などやむを得ない場合※）

※郵送の場合、本人確認書類は写しを同封してください。